二　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）であって、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③～⑩　（略）

⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。

⑫　（略）

三・四　（略）

五　重粒子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、放射線治療専門医であって、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③～⑩　（略）

⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。

⑫　（略）

（削る）

六　抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。）であること。

③・④　（略）

(2)　（略）

七～九　（略）

（削る）

三　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③～⑩　（略）

⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

⑫　（略）

四・五　（略）

六　重粒子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③～⑩　（略）

⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

⑫　（略）

七　削除

八　抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　脳神経外科専門医であること。

③・④　（略）

(2)　（略）

九～十一　（略）

十二　削除